

和歌山県肝炎治療特別促進事業に係る登録医について

標記事業における、肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書（インターフェロンプリー治療用診断書）を作成できる医師の登録方法については、下記のとおりです。

●**登録医の要件**：①または②のいずれかの要件を満たし、登録医申請書（別記第1号様式）によって申請してください。承認後、「和歌山県肝炎治療特別促進事業に係る登録医承認通知書」をお渡しします。

- ①・一般財団法人日本消化器病学会専門医であること
 - ・ウイルス性肝疾患に対する抗ウイルス治療を行っていること
 - ・和歌山県が指定する研修会を申請日から遡って1年以内に受講していること
- ②・肝疾患診療連携拠点病院又は肝疾患に関する専門医療機関に勤務していること
 - ・ウイルス性肝疾患に対する抗ウイルス治療を行っていること
 - ・和歌山県が指定する研修会を申請日から遡って1年以内に受講していること

【承認期間】新規登録を行った日の属する年度の翌年度末までとします。

●**登録医有効期間更新の要件**：規定の回数以上指定の研修会を受講後、承認期間の満了する日の1か月前までに、登録医更新申請書（別記第2号様式）を県に提出してください。（研修会終了後にも申請可能です。）

- ・ウイルス性肝疾患に対する抗ウイルス治療を行っていること
- ・県が指定した研修会に、承認期間中に2回以上参加していること
- ・承認期間が2年間未満の場合は1回以上参加していること

【更新後の承認期間】2年間とします。

●**登録医の公表について**

- ・登録医について、県ホームページに氏名、所属医療機関、承認期間を掲載させていただきます。

(http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/h_kansen/kanentaisakujigyou.html)

※お問い合わせは和歌山県健康推進課（073-441-2657）までお願いします。